

令和3年4月1日
経済産業省商務情報政策局商取引監督課

令和3年度信用購入あっせん業者等に対する検査基本方針及び検査基本計画

第1 検査基本方針

1. 基本的考え方

経済産業省は、割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「割販法」という。）に基づき、信用購入あっせんに係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もって国民経済の発展に寄与することを目的として、信用購入あっせん業者等に対する監督を適正に実施することが求められている。

このため、経済産業省における信用購入あっせん業者等に対する立入検査（以下「検査」という。）においては、「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」（平成24年10月制定、令和3年4月最終改正。以下「監督基本方針」という。）に基づき、信用購入あっせん業者等の業務の運営、法令等遵守体制の状況等を適確に把握とともに、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に基づき、取引時確認等の実施状況を適確に把握することとしている。令和2年6月の割販法改正により、決済サービス・主体の多様化や新しい技術・サービスに対応し、利用者が安全・安心に多様な決済手段を円滑に利用できる環境を整備するため、少額の分割後払いサービスの提供事業者（登録少額包括信用購入あっせん業者）の登録制度及び包括信用購入あっせん業者のうち新たな与信審査手段により限度額審査を行う者（認定包括信用購入あっせん業者）の認定制度の導入並びにクレジットカード番号等の適切管理義務の主体（クレジットカード番号等取扱業者）の拡充が行われ、令和3年4月1日に改正法が施行された。このため、本年度から登録少額包括信用購入あっせん業者、認定包括信用購入あっせん業者及びクレジットカード番号等取扱業者を検査対象に加えて検査することとする。

具体的には、経済産業省は、自らが保有する限られた検査資源を最大限に活用し、効果的かつ効率的な検査を実施する観点から、事業規模や業務実態等に応じた検査対象先の選定、重点検証分野の設定等によるメリハリのある検査に努めることとする。

また、各検査職員においても、自らの使命を果たすよう、これまで以上に常日頃から切磋琢磨し、創意工夫をもって真摯に職務に取り組むこととする。

以上を踏まえ、令和3年度における検査については、以下のようないくつかの目的及び留意すべき点を念頭に置きつつ、検査を実施することとする。

なお、本検査基本方針及び検査基本計画において、信用購入あっせん業者（登録少額包括信用購入あっせん業者、認定包括信用購入あっせん業者を含む）、クレジットカード番号等取扱業者（包括信用購入あっせん業者及び加盟店を除く。以下同じ。）及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者を「信用購入あっせん業者等」という。

【検査の目的】

検査は、割販法及び犯収法の目的を達成するため、信用購入あっせん業者等における業務の運営、法令等遵守体制の状況等について検証することを目的とする。

【検査において留意すべき点】

- ① 検査がいわゆる一方通行に陥らないよう、検査側と被検査側との対話を重視するよう努める。
- ② 検査においては、検査対象先の規模、業務の状況等を十分考慮し、機械的かつ画一的な運用にならないよう努める。
- ③ 法令等違反行為の検証を行うとともに、幅広い知見に立って重大な問題を捉えるよう努める。
- ④ 内部管理体制の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努める。
- ⑤ 監督部署等と十分な連携を図るよう努める。
- ⑥ 機動的な対応ができるよう常に信用購入あっせんの取引等の動向に幅広い関心を持つよう努める。

2. 検査実施方針

(1) 効率的かつ効果的な検査に向けた取組

① 検査対象先の選定

検査対象先の選定に当たっては、監督基本方針III－3－2－2（1）及び（2）を踏まえつつ、機械的な選定にならないよう、信用購入あっせん業者等の業務の特性及び消費者苦情の発生状況等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

② 検査の種類

イ 定期検査

検査対象先に係る業務の運営、法令等遵守体制の状況等の実態を総合的かつ定期的に検証する。ただし、具体的に問題が発生している場合は、特定の分野及び事項を重点的に検証する。

ロ 機動検査

消費者被害事例、クレジットカード等の情報の漏えい問題等の状況に応じて法令等遵守体制の適切性及び検査対象先の実態を機動的に検証する。

③ 検査の方式

検査は、検査対象先の主たる営業所を始めとした営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査する方法により行う。

④ 現物検査の実施

検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うために必要があると判断した場合は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に検査官が直接赴き、帳簿、書類及びその他業務に関する物件を適宜抽出、収集又は閲覧するものとする。

⑤ 検査通告

イ 定期検査

原則として検査開始前に検査対象先に通告を行う。

ロ 機動検査

原則として無通告で検査を実施する。

⑥ 講評の実施

検査終了後、検査対象先の役員に対し、立入検査事実確認書に記載した指摘事項等について、原則、主任検査官が口頭で伝達する方法で講評を行う。

⑦ 立入検査結果通知書の交付

検査対象先の代表者に対し、正式な検査の結果について、立入検査結果通知書を交付する。

⑧ 意見申出制度

意見申出制度は、検査において検査対象先と検査官との意見相違事項について、検査対象先の代表者が経済産業省に意見を提出できるものとする。

⑨ 検査モニター制度

検査モニター制度は、適切な検査の実施を確保する観点から、必要に応じ、検査対象先の代表者等から検査に関する意見等を聴取するオンサイト検査モニター及び検査対象先の代表者に検査に関する意見等を記入した書面の提出を求めるオフサイト検査モニターの2つの方法により実施する。

(2) 重点検証分野

① 過剰与信防止（包括信用購入あっせん事業者及び個別信用購入あっせん事業者）

過剰な信用供与による多重債務者の発生を未然に防止する観点から、割販法に定める支払可能見込額の算定を適正に実施するための体制の整備及び実効性の確保について、重点的に検証する。

また、認定包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者においては、包括支払可能見込額に代わる与信審査としての利用者支払可能見込額の算定に係る体制整備、実施状況等について、重点的に検証する。

② 特定取引に係るクレジット契約時調査（個別信用購入あっせん事業者）

特定取引（割販法第35条の3の5第1項各号のいずれかに該当する契約に係る取引をいう。）を行う販売業者等による不適切な勧誘行為等を未然に防止する観点から、購入者等との個別信用購入あっせん関係受領契約の締結に先立って、当該販売業者等に係る苦情の発生状況に応じて、購入者等に対し当該販売業者等の勧誘行為に関する必要な調査を行うための体制の整備及び実効性の確保について、重点的に検証する。

③ 苦情処理（包括信用購入あっせん事業者及び個別信用購入あっせん事業者）

購入者等からの苦情処理等について適正に対応していなかった事業者に対して連續した年度で業務改善命令を初出している状況を踏まえ、購入者等から受け付けた苦情の判別、調査、再発防止策等の必要な措置を講ずる等苦情への適切な対処を行うための体制の整備及び実効性の確保について、重点的に検証する。特に、加盟店の不適切な勧誘行為等に係る苦情については、当該苦情の判別及び調査等を適切に行うための体制の整備並びに実効性の確保について、重点的に検証する。また、認定割賦販売協会における加盟店情報交換制度の実効性を確保し、消費者被害の未然防止及び拡大防止等を図る観点から、加盟店が行った利用者等の保護に欠ける行為に関する情報等を取得した場合において、同制度の運用に基づき、同協会への報告を適切に実施するための体制の整備及び実効性の確保について、重点的に検証する。

④ 基礎特定信用情報の提供（包括信用購入あっせん事業者及び個別信用購入あっせん事業者）

購入者等に係る特定信用情報の正確性を維持し、過剰与信防止義務の実効性を確保する観点から、加入指定信用情報機関への購入者等に係る基礎特定信用情報の提供に当たり、同機関への情報の未登録、誤登録等の未然防止等適切な情報登録のための体制の整備及び実効性の確保について、重点的に検証する。

⑤ 委託先の管理（信用購入あっせん業者等）

信用購入あっせん等の業務を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行を確保する観点から、委託先の業務実施状況の検証、改善指導等委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための体制の整備及び実効性の確保について、重点的に検証する。特に、業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置を講じているかについて、重点的に検証する。

⑥ クレジットカード番号等の適切な管理等（包括信用購入あっせん業者、クレジットカード番号取扱業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者）

クレジットカード番号等の漏えい等を防止し、クレジット取引の安全性の確保及び消費者利益の保護を図る観点から、自社が取り扱うクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の取扱いを委託している委託先に対する必要な指導、監督を実施するための体制の整備及び実効性の確保について、重点的に

検証する。なお、クレジットカード番号等の適切な管理等に関する措置については、各事業者の創意工夫に基づく多様な手法に対してオープンなものとする「性能規定」の考え方の下、必要かつ適切な措置を講ずることを求めていることを踏まえて、毎年見直しが行われる「クレジットカード・セキュリティガイドライン」に掲げる措置又はそれと同等以上の措置を講じているかについて、重点的に検証する。

⑦ 加盟店調査及び措置（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）

クレジットカード等購入あっせんに係る加盟店調査及び調査結果に基づく必要な措置を講ずるための体制の整備並びに実効性の確保について、重点的に検証する。また、加盟店調査及び加盟店契約業務の委託に係る体制の整備及び実効性の確保について重点的に検証する。

⑧ 反社会的勢力による被害の防止（信用購入あっせん業者等）

反社会的勢力による被害の防止を図り、信用購入あっせんに係る業務の適切性及び健全性を確保する観点から、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制の整備及び実効性の確保について、重点的に検証する。特に、反社会的勢力に関する情報を活用した審査状況や、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入について、重点的に検証する。

第2 検査基本計画

1. 基本的考え方

検査基本計画については、信用購入あっせん業者等の業務の特性及び消費者苦情の発生状況等を勘案して策定するとともに、各種の情報を分析し、監督部署との連携の下で検査実施の優先度を判断することとする。

なお、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

2. 検査基本計画

登録包括信用購入あっせん業者 (認定包括信用購入あっせん業者)	30社程度実施 (認定の状況に応じて実施)
登録少額包括信用購入あっせん業者	登録の状況に応じて実施
登録個別信用購入あっせん業者	20社程度実施
クレジットカード番号等取扱契約締結事業者	40社程度実施
認定割賦販売協会等	必要に応じて実施

(注) 上記検査基本計画は、事情変更等により、年度途中であっても見直し、変更することがある。